



市の機構改革

課制を廃止し、部制に

部設置条例など

七議案を可決

昭和四十二年石岡市議会第二回定例会は、六月二十六日から二日間
にわたり、市議場で開かれ、市の機構を改革する部設置条例など議案
七件、報告二件、請願三件が上程され、審議の結果、全議案が原案ど
おり可決、請願三件が常任委員会へ付託されました。

一室・五部を設置

七月十五日から実施

本会議で部設置条例が可決され、今までの十課を廃止し、新たに一室・五部を設置、七月十五日から実施することになりました。

今回の機構改革は、行政の計画化、広域化など近代行政への要請が生じ、また、近年特に地方行政事務の複雑化が進行していることにかんがみ、

審議された議案

- *専決処分に対し承認を求めることについて(市税条例の一部改正)〔可決〕
- *市国民健康保険条例の一部改正〔可決〕
- *市道の変更〔可決〕
- *市部設置条例の制定〔可決〕
- *市監査委員事務局設置条例の制定〔可決〕
- *市職員の定数条例の一部改正〔可決〕
- *収入役の選任につき同意を求めることについて〔可決〕

第2回 定例 市議会

おもなる改正点は、二頁(市税条例の一部改正)をこ
らんどください。

請願三件 委員会へ付託

この議会で、次の請願三件
が常任委員会へ付託されまし
た。

◆金丸町四部一九部を通ずる
測溝へコンクリート蓋取付

(この測溝に通ずる一般下
水道の完備により汚水が増
加し悪臭がはなはだしい。
また、これに面している道
路の通行者が増大している
ので、危険防止と衛生的見
地からコンクリート蓋を取
付けよというもの)

◆若松町一谷向を通ずる道路
と測溝の整備

(この道路・測溝は、過般
の山王川改修のため大型車
の通行によって、路面の破
損と測溝の崩壊がはなはだ
しいので、早急に整備せよ
というもの)

収入役

熊倉氏が再任

市収入役熊倉正昭氏は、六
月三十日任期満了となりまし
たが、再び市長から選任され
今回の議会の同意を得て、今
後四年間、市の財布をあづか
ることになりました。

市税条例の一部改正

住民の負担軽減と税制の合
理化をはかるための法律改正
にともない、市税条例の一部
が改正されました。

市税条例の 一部改正

税制の簡素化と

住民の負担軽減

このたび住民の負担軽減と合理化をはかるために市税条例の一部が改正され、六月一日から施行されました。

おもな改正点は、次のとおりです。

▼総則

(1)所得税の確定申告書を提出した者は、市県民税の申告手続きの簡素化により、個人の市県民税、事業税の申告書を提出しなくてもよいことになったことに伴ない、所得税の

更正又は決定に係る申告書について同様の取扱いをする

更正又は決定に係る申告書について同様の取扱いをする

(2)給与又は退職手当等の支払いを受ける者が、常時十人未満である事業所等にかかる個人の市県民税の特別徴収義務者の納入すべき特別徴収税額の納期の特例が設けられました。

(2)給与又は退職手当等の支払いを受ける者が、常時十人未満である事業所等にかかる個人の市県民税の特別徴収義務者の納入すべき特別徴収税額の納期の特例が設けられました。

(3)二以上の地方団体に事務所又は事業所を有するものの事業税又は法人税割の分割基準

(3)二以上の地方団体に事務所又は事業所を有するものの事業税又は法人税割の分割基準

(4)納期限が過ぎても納付されない場合に付けられる延滞金は、従来督促状の発付される日によって延滞金の異なる期

(4)納期限が過ぎても納付されない場合に付けられる延滞金は、従来督促状の発付される日によって延滞金の異なる期

印紙税法が全文改正され、本年七月一日から実施されました。

印紙税法が全文改正され、本年七月一日から実施されました。

改正前の印紙税法は、明治三十二年に制定されたもので、条文も簡単で、はたして印紙税がかかるかどうか、明確でない点があるという批判もあり、また違反事件はすべて罰金を課することを建前としていたことなどから、改善を要望する意見がありました。

改正前の印紙税法は、明治三十二年に制定されたもので、条文も簡単で、はたして印紙税がかかるかどうか、明確でない点があるという批判もあり、また違反事件はすべて罰金を課することを建前としていたことなどから、改善を要望する意見がありました。

一方、十円の定額税率および三千円の免税点は、昭和二十九年以来すえおかれていて

一方、十円の定額税率および三千円の免税点は、昭和二十九年以来すえおかれていて

印紙税法の改正 免税点、1万円に引上げ 最低税率は20円

間が決定されていきました。今回の複雑さを簡素化するため、納期から一ヶ月については百円につき日歩二銭、一ヶ月を過ぎた日からは日歩四銭に改められました。

▼個人の市民税

(1)障害者、未成年者、老年者又は寡婦等の非課税の範囲が拡大され、年二十四万円から二十六万円に引上げられました。

(2)事業専従者控除額の控除限度額が、青色申告の場合十万円が十二万円、白色申告の場合六万円が八万円にそれぞれ引上げられました。

(3)前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者がある場合の第一目目の扶養控除額については、六万円が七万円に引上げられました。

▼法人の市民税

法人の市民税の均等割の率が、当市の場合の制限税率については、資本金の額によって区分され、資本金一千万円をこえるものは七千円、資本金一千万円以下のものは四千円になりました。

▼たばこ消費税

第一種臨時地方特別交付金のたばこ消費税への移行に伴ない、市町村たばこ消費税の率は、百分の十五が百分の十八・一に引上げられ市税収入がふえることになりました。

消防本部に消防司令車

石岡ライオンズクラブ
から寄贈される

市消防本部では、六月十一日、石岡ライオンズクラブから消防司令車（石岡ライオンズ号）を贈られました。

この司令車は、マツダボンゴ、価額約五十五万円、朱色に塗られた立派なもので、市の消防活動に役立たせてもら



(写真は、寄贈されたライオンズ号)

規則正しい生活を

夏休み 海・山の事故防止も

七月二十日ごろから八月末日まで各学校とも夏休みになります。夏休みはこどもたちのからだをきたえる絶好の機会ですが、一面長い休みのため、生活が不規則になりがちで、なまけくせや遊びくせのつくのも夏休みといえる場合が多いようです。無理のない日課を親子でよく話し合つてつくり、勉強・遊び・お手伝といった約束をきめて生活することが大切であり、この休みを有効に過ごさせたいものです。

また、この休みを利用して近年、海や山に出かける方も増えていますが、この増加に比例して海や山での事故の方も多くなっているようです。そこで、こどもはこのような事故のないよう次の点を守っていただきたいものです。

海水浴についての注意
①水にはいる前に十分な準備運動を行なうこと。
②冷たい水に準備運動もしないで急にはいると心臓マヒを起す原因になりますから、

十分な準備運動を行ない、除々にはいつてくだされい。
②遊泳禁止区域には絶対にはいらないこと。
③遊泳禁止区域は、潮の流れが早く危険です。潮に流されて行方不明になったなどの例が多くなっています。
④耳せんをつけること。
⑤耳に入水が入って、中耳炎をおこすことも多いそうです。耳せんを忘れずにつけてください。
⑥泳いだ後は目を洗うこと。泳いだ後は目をきれいな水

特別弔慰金(3万円)が支給されます

請求は早目に

昨年七月一日、遺族援護法の改正によって特別弔慰金の支給範囲が拡大され、次の要件に該当する者に対して、新たに三万円が支給されることになりました。

該当者は、なるべく早めに市福祉事務所で請求の手続きをしてください。

◆支給要件

①戦没者の死亡当時日本の国籍を有し、かつ戦没者と生計関係があった父母、孫祖父母、兄弟姉妹
②遺族以外の者の養子となつた者で、その後離縁し、昭和四十四年四月一日において遺族以外の者の養子でなくなっている者
③遺族以外の者と婚姻した者で、すでに離別等により当該婚姻関係が消滅し、昭

和四十四年四月一日において死亡した者の死亡当時称していた氏を称している者
④遺族援護法上の遺族が昭和四十四年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引続き二年以上生死不明の場合は、次順位者の申請により、その者を遺族とみなされる。

ただし、昭和四十四年四月一日現在で、次のいずれかに該当する者は支給されません。
①日本の国籍を有していない者
②離婚によって死亡した者との親族関係が終了している者
③死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者の養子となつていない者
④死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と婚姻(氏を改めない法律上の婚姻は除く)し、当該婚姻の解消していない者、または当該婚姻の解消、もしくは取消した後に死亡した者の死亡当時称していた氏に復していない者

ふるって

ご応募ください

統計グラフ作品募集

第十八回茨城県統計グラフコンクールは、茨城県・県教育委員会・県統計協会共催により、県民に対する統計思想の普及向上と統計の表現技術の研さんおよび統計教育の推進に資するため、九月中旬に行なわれますので、ただいまこの作品を次の要領で広く県民から募集しております。

なお、このコンクールは、全国統計協会連合会主催による第十五回コンクールの予選も兼ねていますので、みなさんふるってご応募ください。

◆募集要領

①応募資格
第一部 小学校一年生～三年生の児童
第二部 小学校四年生～六年生の児童
第三部 中学校の生徒
第四部 高等学校以上の学生・生徒
第五部 一般

②課題
自由ですが、第一部～第三部については、次の要件が付されます。
(1)第一部、第二部(小学校の児童)の作品は、児童が観察した結果をグラフ化したものであること。
(2)第三部(中学校の生徒)の作品は、既存統計の利用または生徒が観察した結果をグラフ化したものであること。

③材料の規格
用紙の規格については、仕上寸法が第一部～第三部はB2判、第四部、第五部はB1判とする。
紙質、各彩(単色にても可)、その他の材料については各部とも自由とする。

④送付先
茨城県開発部統計課あて
(水戸市三の丸二丁目五番三八号)
⑤締切日
昭和四十二年九月九日まで(必着のこと。)

その他、くわしくは市役所調査係又は県統計課におたづねください。



みんなの手で犯罪のない明るい石岡を

7月1日～31日

「社会を明るくする運動」 石岡市実行委員会

ただいま「社会を明るくする運動」が、全国一斉に展開されております。

この運動は、すべての人が犯罪の防止と犯罪した人の保護更正のために、みんなで力を合わせて明るく住みよい社会を築こうとするものです。

みんなでこの運動に参加し、犯罪のない明るい石岡を築きましょう。

国民年金

37歳以上 未加入者・滞納者は
7月31日までに手続きを!!

三十七歳以上の人で、まだ国民年金に加入していない人・加入していても保険料を滞納している人は、七月三十一日までに所定の手続きをしないと、年金（拠出制老令年金）の受給資格がなくなりますから、このような人は、期限（七月三十一日）までに、市国民年金係で手続きを済ませてください。

老令年金を受けるためには、普通六十歳までに二十五年以上の保険料を納めなければなりません。しかし、現在三十八歳から五十二歳までの人は六十歳になるまでの期間が二十五年ないので、この人たちは二十五年の期間を年令に応じて十年から二十四年までに短縮するという優遇措置がとられております。

ところが国民年金制度が昭和三十六年四月にスタート、六年を過ぎた現在、昭和六年四月一日以前に生まれた人は昭和四十年四月から四十年三月までの間の誕生日の属する月から六十歳になるまでのすべての期間を滞納することなく、保険料を納めるか、免除を受けなければ、老令年金の資格要件を満たすことができません。将来福祉年金も受けることができなくなります。

この保険料をさかのぼって納めることができる期間は二年なので、過去の分（昭和四十年四月分）を含めて七月三十一日までに納めなければならないわけです。

五月届出

出生 五八人
死亡 二〇人
△出生
元貞地 森戸 正雄
大山 守 静子

新井 務 長男 紀 伸子
池田 貞夫 二男 利之
皆川 昇 長男 淳一
寺山 次夫 六男 吉文
三村 勇 長男 佳代子
矢口 寿男 二男 光浩
堀越 清 長女 正美
安藤 道春 長女 香織
春原 憲一郎 長男 志保
新田 光雄 長男 育宏
嶋田 弥之助 二男 雅史
水谷 栄一 長女 朱美
鬼沢 康夫 長男 和之
瀧口 守 長男 信行
齊藤 雄一 長女 清美
仲内 作三 長女 久仁子
小倉 正義 長男 一成
宇津野 岩吉 二男 勝吉
植木 元生 長女 裕子
横田 守 長女 智子
木村 勝雄 三女 明子
丹下 曉 長女 明美
磯部 修男 二男 敏光
山口 萬太郎 長男 秀英
大和田 博 長男 秀一
秋山 貞雄 長女 桂子

金丸 齊藤 悦二 長男 裕
富田 村上善三郎 二女 美樹
貝地 大岡 英俊 長男 真一郎
小林 二男 隆純
飯島 正志 長男 早苗
井坂 敏男 長女 早苗
田島 遠藤 博 長女 早苗
仁平 知武夫 二男 敏宏
森戸 俊輔 長女 静子
兵崎 水越 貞男 二男 正治
新地 中里 由彦 長女 由美子
小川 高野 晃 二男 祐二
東ノ上 前島 俊雄 長女 尚美
東 古木 竹男 長女 佐千枝
高金 古木 竹男 長女 佐千枝
うば 海老沢 麗司 長男 雅浩
鈴木 勇 三女 千恵
高野 理典 長女 真弓
大砂 久保田 作造 二女 とし子
宮部 元木 康夫 二女 早苗
高 樺村 美智雄 長女 香代子
東大 大里 正男 二女 亜希子
真家 雪男 長女 貴一
関口 春男 長女 和世
松本 悦 長女 昌一
吉岡 真也 長男 康一
三村 福田 亘 二女 清美
幸 太田 愛之助 七女 八
木之地 鈴木 里子 八女 二
若松 中里 文吉 六女 七
国分 久保田 はな 五女 四

人口と世帯

(7月1日現在)

世帯数 8,713 世帯
人口 男 17,973 人
女 19,538 人
計 37,511 人

7月の納税

第2期 固定資産税
都市計画税

納期は7月31日限りです。

守 横
新谷 マス
鳥田 たく
山田 吉
久田 定
越山 した
高木 ふ
小松崎 恒雄
比氣 健男
鈴木 健男
中沢 生志
羽成 卯兵衛
小松崎 定雄
鈴木 軍司
井関 七二
北根 六五
高根 六四
〇
七五
八一
七二
七八
五〇
六六
六六
七九
三一